

一級河川熊野川河床掘削工事の代行者公募要綱

平成 2 2 年 6 月

和歌山県県土整備部

# 一級河川熊野川河床掘削工事の代行者公募要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、一級河川熊野川（和歌山県管理区間に限る）において、河川管理者により河川管理上河床掘削工事が必要と判断され、かつ、当該工事の施工に伴い発生する砂利等の有効活用が見込まれる場合に、当該砂利等の採取を希望し、河川法（昭和39年法律第167号）第20条に基づく承認を受けて工事を施工する者（以下「代行者」という。）を公募することについて基本的な事項を定め、河川整備費の縮減と資源の有効活用に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 砂利等 河川法第25条の土石をいう。
- (2) 許認可等 河川法第20条の規定に基づく河川工事の承認及び同法第25条の規定に基づく土石の採取の許可並びに砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく採取計画の認可をいう。

## (資格要件)

第3条 代行者の資格要件は、次に掲げるすべての要件を満たしていることとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可を受けていること。また同法第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (2) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けていない者であること。
- (3) 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準(平成19年11月13日施行)における格付けの取消しを受けていない者であること。
- (6) 談合等による損害賠償請求を和歌山県からを受けていない者であること。
- (7) 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
- (8) 砂利採取法第3条の登録を受けている者、又は公募要領で定める公募期間中に登録を受ける見込みのある者であること。
- (9) 砂利等の洗浄プラントとして、和歌山県内に所在する施設を使用できる者であること。
- (10) 公募にあたって、西牟婁振興局建設部長又は東牟婁振興局新宮建設部長(以下「建設部長」という。)が定める公募要領(以下「公募要領」という。)で求める資格要件を満たす者であること。

(代行者の公募)

第4条 建設部長は、本要綱第1条の目的を達成するため、本要綱に基づく公募(以下「公募」という。)により、代行者を決定するものとする。

2 建設部長は、代行を希望する者(以下「代行希望者」という。)の適格審査を行うため、河床掘削工事代行者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置するものとする。

3 建設部長は、公募要領に次に掲げる事項を明記の上、選定委員会の了承を経て、掲示その他の方法により周知しなければならない。

- (1) 趣旨
- (2) 資格要件
- (3) 工事場所(河川の名称、河床掘削の場所等)
- (4) 工期(通知日予定日から検査完了日まで)
- (5) 工事概要(計画平面、縦断図、横断図、工事数量等)
- (6) 公募手続(公募期間、提出場所、提出方法等)
- (7) 許認可等申請手続及び土石採取料
- (8) 許認可等条件(許認可に当たって付される主要な条件)
- (9) 代行希望申込書・提案書の提出等
- (10) 審査・決定方法
- (11) 実施計画書
- (12) 検査等
- (13) 義務違反措置

(14) その他必要となる事項

- 4 建設部長は、公募要領に基づき代行希望者に代行希望申込書と提案書を提出させるものとする。提案書は、以下の内容について明記し、必要な書面及び図面を添付するものとする。
- (1) 第3項第5号の工事から、砂利等の有効活用と残土処理に至るまでの計画の概要
  - (2) 第3項第5号の工事では、工事場所、工期、工事内容の他、施工及び管理方法、仮設、運搬、安全対策、出水対応、環境への配慮等
  - (3) 砂利等の有効活用については、洗浄プラントの能力と実績（過去3カ年）、販売実績（過去3カ年）を明記し、他社に委託する場合には、その見積書等を添付する。
- 5 建設部長は、第3項第7号の土石採取料について、予め河川課と協議しなければならない。

(代行希望申込)

第5条 代行希望者は、公募要領に従い、代行希望申込書と提案書を建設部長に提出するものとする。なお、代行希望にかかる諸費用は申込者の負担とする。

- 2 代行希望者は、代行希望申込書及び提案書の記載項目について、すべて適切に記入し、必要な書類及び図面を添付しなければならない。

(代行者の審査及び決定)

第6条 選定委員会は、代行希望者から提出される提案書に基づき適格審査を行う。その際必要に応じて、代行希望者に提案書の内容について説明を求めることができる。

- 2 建設部長は、選定委員会において適格と認められた代行希望者の中から、くじにより代行者を決定するものとする。ただし、適格と認められた代行希望者が1名の場合は、くじによらず代行希望者を決定するものとする。
- 3 建設部長は、適格審査の結果を文書をもって通知するものとする。なお、不適格となった者にはその理由を併せて通知するものとする。

- 4 建設部長は、提案書の内容に虚偽又は不正があると認めるときは、第2項の決定を取り消すことができる。

(代行者の義務)

第7条 代行者は、代行者決定の通知を受けた後、すみやかに許認可等の申請を行わなければならない。許認可等申請に要する諸費用は、代行者の負担とする。

- 2 代行者は、公募要領及び許認可等に付された条件を遵守しなければならない。
- 3 代行者は、許認可等申請した後、公募要領に定められた実施計画書を建設部長に提出しなければならない。また、実施計画書の内容に変更を生じた場合にはその都度、変更実施計画書を建設部長に提出しなければならない。
- 4 代行者は、建設部長が実施計画書の補正を求めた事項について、補正を施した実施計画書を提出しなければならない。
- 5 代行者は、実施計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。

(義務違反措置)

第8条 代行者が行う許認可等申請が許認可等されない場合、又は、いずれかの許認可等が取り消された場合は、代行者の資格を失うものとする。

- 2 代行者が、前条の規定に違反する場合には、建設部長は指導改善等の措置をとり、情状によっては代行者の決定を取り消すことができる。なお、指導改善等の措置を受けた者は、次回公募資格要件を満たさないものとする。
- 3 代行者の決定を取り消された者は、許認可等の申請の取下げ又は、廃止の届出を速やかに行わなければならない。
- 4 取消しに伴う損害は、代行者の負担とする。
- 5 取消しは、文書により通知するものとする。

(再公募等)

第9条 建設部長は、代行者の取消しを行った場合、第5条の規定により代行希望申込者及び提案書を提出した代行希望者からその者を除き、再度代行予定者を選定するものとする。ただし、当該代行希望者がいない場合は、改めて公募を行うものとする。

(その他)

第10条 熊野川本川本宮地区において砂利採取を行おうとする者は、本要綱で定める代行者とならなければならないものとする。

2 この要綱に記載されていない事務については、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成22年6月8日から施行し、平成27年3月31日までとする。